

熊本市客引き行為等をしない・させない・利用しない宣言店ステッカーの交付に関する要綱

制定 令和8年3月27日 市長決裁
改正 令和8年5月21日生活安全課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市客引き行為等の禁止に関する条例（平成30年条例第90号。以下「条例」という。）に基づき、客引き行為等を行わないことを宣言する飲食店等に対して「客引きしない宣言店ステッカー（以下、「ステッカー」という。）」を交付することにより、市民及び観光客等の安全・安心の確保を目的とし、ステッカーの交付について、必要な事項及び様式を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 飲食店等 条例第4条第2項の規定の責務を有する飲食店又はその他の事業者をいう。
- (2) 宣言店 客引き行為等を「しない、させない、利用しない」店として、誰でも安心して利用できる店を目指す飲食店等として第6条第1項の認定を受けたものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、条例の例による。

(対象)

第3条 宣言店の対象となる飲食店等は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 条例第6条に規定する客引き行為等禁止地区内の飲食店等であること。
- (2) 熊本市暴力団排除条例（平成23年熊本市条例第94条）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている飲食店等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する飲食店等ではないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第6項から第10項に該当する営業ではないこと。
- (4) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年10月17日熊本県条例第58号）第2条に規定する「風俗案内業」に該当する営業ではないこと。

(関係機関及び地域団体との連携協力)

第4条 市は、熊本県警察及び条例第5条第2項に規定する団体と互いに協力して、ステッカーの交付に関する施策の推進を図るものとする。

(申請)

第5条 ステッカーの交付を希望する飲食店等は、次の各号に規定する遵守事項を記した申請書（第1号様式）を市長に提出する。

- (1) 客引き行為等を行わず、客引き行為等を行わせず、及び客引き行為等を利用しないこと。
- (2) ステッカーを第三者に譲渡及び貸与し、又は転売することのほか、この要綱の趣旨に反すると認められることに使用しない、又はさせないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、熊本県迷惑行為等防止条例、熊本市客引き行為等の禁止に関する条例、その他、関係法令を遵守すること。
- (4) 従業員等に対する指導を行い、前各号の遵守事項を徹底させること。

2 前項の規定にかかわらず、ステッカーの交付を希望する飲食店等は、市長の指定する方法により前項の申請を行うことができる。

(審査及び認定)

第6条 市長は、第5条の規定に基づく申請があった場合は、内容を審査し、適正と認めた場合に、宣

言店として認定する。

2 前項の規定に基づき、宣言店として認定したときは、ステッカーを交付する。

(ステッカーの掲示)

第7条 宣言店は、交付されたステッカーを店舗の入口等、来店者の目に留まりやすい場所に掲示しなければならない。

(情報の公開)

第8条 市長は、宣言店について、次に掲げる事項を市のホームページで公開することができる。

- (1) 店舗名
- (2) 店舗所在地
- (3) 店舗電話番号
- (4) その他市長が必要と認める事項

(認定の取消)

第9条 市長は、宣言店について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明した時は、宣言店の認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に違反する行為を行ったと市長が認める場合
- (2) 宣言店から認定取消の申し出があった場合
- (3) その他、不適當な事由があると市長が認める場合

2 前項の規定に基づき宣言店の認定を取り消した場合は、第6条の規定に基づき交付したステッカーを返還させる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日より施行する。

熊本市客引き行為等をしない・させない・利用しない 宣言店申請書

熊本市長 宛て

私は、熊本市客引き行為等禁止に関する条例（以下「条例」という。）を遵守し、熊本市における客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するため、下記のとおり宣言します。

記

- (1) 客引き行為等（客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいう。以下同じ。）を行わず、客引き行為等を行わせず、及び客引き行為等を利用しません。
- (2) 宣言店ステッカーを第三者に譲渡及び貸与し、又は転売することのほか、この要綱の趣旨に反すると認められることに使用しない、又はさせません。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、熊本県迷惑行為等防止条例、熊本市客引き行為等の禁止に関する条例、その他、関係法令を遵守します。
- (4) 従業員等に対する指導を行い、前各号の遵守事項を徹底させます。

※宣言に当たっては、次頁の必要部分に記載して熊本市生活安全課へ提出ください。なお記載の際は、飲食店営業にかかる熊本市保健所長発行の「営業許可証」、客に接待を提供するスナック等の風俗営業の場合は熊本県公安委員会発行の「社交飲食店営業許可証」、接待を伴わない形で深夜（午前0時から午前6時までの間）に酒類を提供するバー等の営業の場合は「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書」の記載内容に統一ください。

※市のホームページに記載する情報は、営業の種類、営業所の名称、営業所の所在地、営業所の電話番号になります。

※宣言にあたり、次のことを承諾しているものとします。

- (1) 熊本市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するとき、飲食店営業の無許可営業、風俗営業の無許可営業、深夜酒類提供飲食店営業の無届営業であるときは、宣言店ステッカーの交付をしないこと。また、認定後にこれらに該当することが判明したときは、交付の決定を取り消すこととし、速やかに宣言店ステッカーを市に返却すること。また、返却に応じない場合は、市が宣言店ステッカーを撤去することに異議がないものとする。
- (2) 上記事由を確認するため、申請書に記載されている情報を熊本県警察に照会すること。
- (3) 宣言書に違反する行為が確認された場合は、速やかに宣言店ステッカーを市に返却すること。また、返却に応じない場合は、市が宣言店ステッカーを撤去することに異議がないものとする。
- (4) 宣言した営業所の名称、所在地等、本申請書の記載事項に変更があった場合や営業所を廃業した場合は、速やかに熊本市生活安全課に報告すること。
- (5) 認定の是非にかかる確認後、熊本市生活安全課（（096）328-2397）から連絡があるので、開庁日の午前9時から午後5時までの間、公的機関が発行した顔写真付の証明書または許可証（運転免許証、マイナンバーカードなど）を持参の上、宣言店ステッカーを受け取りに来ること。

営業の種類		<input type="checkbox"/> 居酒屋	<input type="checkbox"/> カラオケ店	<input type="checkbox"/> スナック	<input type="checkbox"/> キャバクラ
		<input type="checkbox"/> 深夜酒類提供飲食店（バー等）		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
営業所の名称					
営業所の所在地		熊本市中央区			
営業所の電話番号		（ ） ー			
個人経営の場合	個人経営者の住所				
	個人経営者の氏名 生年月日 性別 電話番号（日中連絡が取れる番号）	フリガナ			
		昭和・平成・令和	年	月	日
		（ ） ー			
法人経営の場合	法人の所在地				
	法人の名称				
	法人代表者の氏名 生年月日 性別 電話番号（日中連絡が取れる番号）	フリガナ			
		昭和・平成・令和	年	月	日
		（ ） ー			
※ 法人経営の場合、法務局で3か月以内に発行した法人の登記事項証明書を取得し、提出ください ※ 役員の氏名等については別紙に記載して提出ください					
飲食店営業の場合	熊本市保健所の営業許可証番号	指令（食保）第 号			
	許可年月日	令和	年	月	日
風俗営業（スナック等の 社交飲食店）の場合	熊本県公安委員会の営業許可証番号	熊公（ ）第 号			
	許可年月日	昭和・平成・令和	年	月	日
深夜酒類提供飲食店営業 （バー等）の場合	届出年月日	昭和・平成・令和	年	月	日
その他の電話番号（日中連絡が取れる番号）		（ ） ー			
市ホームページへの掲載		<input type="checkbox"/> 希望する		<input type="checkbox"/> 希望しない	

作成年月日 令和 年 月 日

作成者氏名 _____

